

## 施設利用申請時のお願い

滋賀県では滋賀県暴力団排除条例に基づき、県全体で暴力団排除に取り組んでいます。

当公園でも公の施設の利用から暴力団を排除し、みなさまに安心してご利用いただけるよう取り組んでいます。

つきましては、平成25年4月1日の使用申込みから、「県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」に基づき、ご利用者の方に誓約書等の提出をお願いすることとなりました。

みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

#### ○ 誓約書の提出

施設利用申請に併せて、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でない旨の「誓約書」をご提出いただきます。

※ **初回の申請時のみ**のご提出で結構です。

(記載内容に変更がある場合は再提出をお願いいたします。)

#### ○ 役員名簿の提出

法人等団体の場合には、役員等の「氏名」「氏名読み仮名」「生年月日」「性別」が記入された役員名簿をご提出いただきます。

※ **初回の申請時のみ**のご提出で結構です。

(記載内容に変更がある場合は再提出をお願いいたします。)

※ 許可にあたっては警察署に照会する場合がございます。

滋賀県希望が丘文化公園

指定管理者：公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園